

# 新型コロナウイルスの感染症に伴う校内体制(改訂版)

## 流山市立新川小学校

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策本部の役割

平時

- ・感染症対策の検討、実施
- ・児童及び教職員の健康状況確認

感染者等発生時

- ・対応の総括、指示
- ・保健所との連絡
- ・情報発信

### (2) 対策本部組織及び構成メンバー

対策本部 校長・教頭・教務・副教務・コーディネーター・養護教諭・栄養職員

運営委員会 各学年主任

保健指導・給食指導

チーム体育・学校保健委員会・チーム給食

生徒指導

チーム生徒指導

教育課程工夫改善

チーム特活

### (3) 登校時の健康状態の把握

- ・分散登校期間は、毎日教室に入る前担任が非接触体温計で、計測をする。通常登校後は、健康カードで37度超の児童、計測忘れの児童のみ、朝の健康観察の時に計測する。
- ・健康観察カードの確認、必ず目視する。

### (4) 症状確認時(改訂)

- ・症状確認職員⇒養護教諭⇒管理職
- ・養護教諭より児童隔離の指示 養護教諭⇒教頭・教務主任⇒学年主任  
可能な限り他との接触を避け会議室へ  
会議室の施錠  
児童の持ち物、外靴を事務室へ
- ・担任から保護者に連絡 担任⇒保護者・事務室
- ・保護者来校 教頭・事務室⇒担任 持ち物 事務室⇒保護者  
※症状がなくなるまで自宅待機  
※受診目安に該当する場合はかかりつけ医、相談センターへ
- ・会議室消毒 養護教諭・事務室

### (5) 感染者・濃厚接触者・感染が疑われる者が発生した場合

- ・流山市教育委員会のマニュアル参照

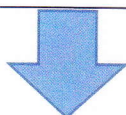
# 新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応について

流山市教育委員会

## 【1. 感染者が発生した場合の対応】

※感染者が発生した場合、学校には通常、本人（や保護者）から感染が判明した旨の連絡がされる。また、学校での感染拡大の可能性がある場合には、保健所から連絡が入る。

<学校> 児童生徒・教職員に感染者が発生した（PCR検査で陽性と判明）との連絡を受けた。

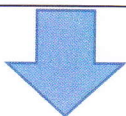


### <学校>

管理職は速やかに教育委員会に報告し、以下のとおり対応する。

- ① 学校対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。
- ② 保健所との対応窓口を決定し、保健所へ連絡する。
- ③ 保健所の指導の下、学校対策本部は教育委員会等と連携して、今後の対応を検討する。
- ④ 感染者本人に係る詳細な情報を収集する。  
保健所の指導の下、本人のプライバシーに配慮し、学校が把握できる範囲で、感染者本人の行動記録等を時系列で整理する。  
児童生徒等の場合：健康状態（発症日、症状等）、クラス、部活動、通学手段、直近2週間の学校のスケジュール、出席状況等  
教職員の場合：健康状態（発症日、症状等）、教科、クラス、部活動、分掌、通勤手段、直近2週間の学校のスケジュール、勤務状況、校外活動状況等
- ⑤ 保健所の行う「濃厚接触者の特定」に協力する。保健所の指導の下、感染者本人の行動記録に基づき、児童生徒等及び教職員の接触者リストを作成し、情報提供を行う。
- ⑥ 学校医等への感染者発生を報告する。
- ⑦ 報道対応の窓口を決定し、教育委員会と連携し情報を収集、整理する。

※詳細は学校における感染対策ガイドライン（令和2年6月16日版）17ページ参照



<教育委員会>

保健所の指示による消毒及び濃厚接触者の特定がされるまでの間、学校全体について、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行う。また、市の対策本部や関係機関への連絡を行う。

- ①感染者が発生したとの報告の概要をまとめる
- ②健康増進課、東葛飾教育事務所、松戸保健所への報告
- ③秘書広報課を通して市長、副市長に報告

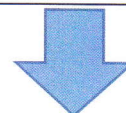


<教育委員会及び市の対策本部>

保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討する。

- ①学校内における活動の態様
- ②接触者の多寡
- ③地域における感染拡大の状況
- ④感染経路の明否

また、臨時休業の規模、期間、消毒作業等の詳細について検討する。



感染した児童生徒等の出席停止

【児童生徒等】

感染者は、学校保健安全法第19条による出席停止（陰性判定から2週間までを目安）とする。

【教職員】

感染者には、出勤させない扱い（陰性判定から2週間までを目安）とする。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校の全部又は一部の臨時休業とする。

※教育委員会は、感染者が発生した場合、原則として、保健所の指示による消毒及び濃厚接触者の特定がされるまでの間、学校全体について、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行う。なお、県又は市町村の衛生主管部局と相談の上、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、その後の臨時休業の実施の有無、規模及び期間について判断する。

「学校における感染対策ガイドライン（令和2年6月16日版）」より

## 【 2. 濃厚接触者が発生した場合の対応】

※学校には通常、本人（や保護者）から濃厚接触者に特定された旨の連絡がされる。

＜学校＞ 児童生徒・教職員が濃厚接触者に特定されたとの連絡を受けた。

＜学校＞

濃厚接触者の発生を把握後、管理職は速やかに教育委員会に報告する。

- ①現在の症状（発症日）
- ②濃厚接触者となった経緯（発症からの経過・日時・医療機関名）
- ③他の児童生徒・教職員との接触の有無（出席状況・接触時間・最終接触日）
- ④保健所・医療機関等からの指示・学校の欠席予定等（自宅待機・健康観察期間等）
- ⑤その他（家族構成（学校関係者についてを含む）・住所・接触者の健康状態）

また、今後に備え、以下のとおり対応する。

- ①学校対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。
- ②保健所との対応窓口を決定し、必要に応じて保健所へ連絡する。
- ③学校対策本部は教育委員会等と連携して、今後の対応を検討する。

※詳細は学校における感染対策ガイドライン（令和2年6月16日版）20ページ参照

＜教育委員会＞

濃厚接触者が発生した場合、原則として臨時休業は実施しない。また、関係部局への連絡を行う。

- ①濃厚接触者発生に関する報告の概要をまとめる
- ②健康福祉部、東葛飾教育事務所、松戸保健所への報告
- ③秘書広報課を通して市長、副市長に報告

＜教育委員会及び市の対策本部＞

保健所の助言等を参考に、学校内で感染が広がる可能性が高い場合は、学校の全部又は一部の臨時休業を検討する。また、臨時休業の規模、期間、消毒作業等の詳細について検討する。

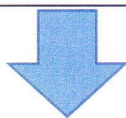
濃厚接触者は、学校保健安全法第19条による出席停止（基本は2週間）とする。教職員の場合、出勤させない扱いとする。

学校内で感染が広がる可能性が高い場合は、学校の全部又は一部の臨時休業とする。

### 【3. 感染が疑われる者※が発生した場合の対応】

※医師が必要と判断し、新型コロナウイルス感染症を診断するためのPCR検査等の受診者が出た場合。

＜学校＞ 児童生徒・教職員に感染が疑われる（PCR検査を受ける等）者が発生したとの連絡を受けた。

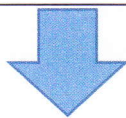


#### ＜学校＞

感染が疑われる者の発生を把握後、管理職は教育委員会に報告する。

- ①現在の症状（発症日）
- ②感染症疑いとなった経緯（発症からの経過・日時・医療機関名）
- ③他の児童生徒・教職員との接触の有無（出席状況・接触時間・最終接触日）
- ④保健所・医療機関等からの指示・学校の欠席予定等（自宅待機・健康観察期間等）
- ⑤その他（家族構成（学校関係者についてを含む）・住所・接触者の健康状態）

必要に応じて学校対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。

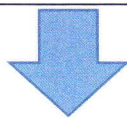


#### ＜教育委員会＞

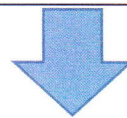
検査の結果、陽性と判明された場合に備え、必要に応じて対策本部や関係部局への連絡を行う。

- ①PCR検査に関する報告の概要をまとめる
- ②健康福祉部、東葛飾教育事務所への報告

※当該学級や学年の欠席者及び早退者数が多い時、他の検査から陽性の可能性が高い時など、臨時休業が十分に考えられる場合は、秘書広報課を通して市長、副市長に報告し、市の対策本部で臨時休業について検討する。



検査の結果、陽性と判明された場合は、【1. 感染者が発生した場合の対応】へ移行する。



検査の結果、陰性と判明した場合、当該者は通常通り登校（出勤）できる。ただし、医療機関等から登校（出勤）の可否について指示があった場合は、それに従う。

1	件名	コロナウイルス感染症陽性・コロナウイルス感染症疑い (PCR 受検)・濃厚接触者 家族 ( ) の感染疑い (PCR 受検)
2	学校名	市立 小・中学校 児童・生徒・教員
3	氏名等	学年: 年組 <sup>しめい</sup> 氏名 ( ) 男・女
4	他の所属	部活動 ( ) 部・学童保育所 ( )
5	聞き取る内容	<p>① 現在の症状 (発症日)</p> <p>② 感染者・濃厚接触者・感染症疑いとなった経緯 (発症からの経過・日時・医療機関名)</p> <p>③ 他の児童・教職員との接触の有無 (出席状況・接触時間・最終接触日)</p> <p>④ 保健所・医療機関等からの指示・学校の欠席予定等 (自宅待機・健康観察期間等)</p> <p>⑤ その他 (家族構成 (学校関係者についてを含む)・住所・接触者の健康状態)</p>
		<p>※上記①から⑤は感染拡大を防止するために主に聞き取る内容になっています。</p> <p>状況によって、その他の情報もお聞きすることがあります。</p>